

令和7年度 八雲町の行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

〔1〕部門別職員数の状況

区 分		職 員		
		R6.4.1 現在	R7.4.1 現在	増 減 数
一般行政部門	議 会	2人	3人	1人
	総 務	60人	62人	2人
	税 務	13人	11人	△2人
	民 生	30人	33人	3人
	衛 生	13人	12人	△1人
	労 働	2人	2人	0人
	農 林 水 産	20人	16人	△4人
	商 工	4人	4人	0人
	土 木	15人	15人	0人
	小 計	159人	158人	△1人
特別行政部門	教 育	25人	27人	2人
	消 防	55人	58人	3人
	小 計	80人	85人	5人
公営企業等 部 門	病 院	275人	277人	2人
	水 道	5人	4人	△1人
	下 水 道	3人	3人	0人
	そ の 他	18人	16人	△2人
	小 計	301人	300人	△1人
合 計		540人	543人	3人

〔2〕職員の任免の状況

令和6年度における職員の任免の状況は次のとおりです。(令和7年4月1日採用含む)

区 分	退 職	採 用
人 数	31人	34人

2 職員の給与の状況

〔1〕職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	八雲町	
	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	323,854円	41.8歳

〔2〕 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		初 任 給	
		八雲町	国
一 般 行政職	大卒	220,000円	220,000円
	高卒	188,000円	188,000円

〔3〕 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数		
		10年～14年平均	15年～19年平均	20年～24年平均
一 般 行政職	大卒	291,346円	316,757円	358,667円
	高卒	255,350円	276,133円	298,900円

※ 経験年数とは、通常、採用後の年数をいいますが、採用前に民間等の職歴がある場合は、その年数を換算率により加算してあります。

〔4〕 特別職・議員等の報酬の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当（令和5年度支給割合）		
		6月期	12月期	計
町 長	900,000円	2.300月分	2.300月分	4.600月分
副 町 長	720,000円			
教 育 長	640,000円			
議 長	340,000円	2.300月分	2.300月分	4.600月分
副 議 長	275,000円			
各常任委員長	255,000円			
議 員	243,000円			

〔5〕 職員の主な手当の状況（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内 容
扶 養 手 当	ア 扶養親族である子 1人 11,500円（R8年度13,000円）U （15歳に達する日以後最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までにある子 1人につき 5,000円加算） イ その他の扶養親族 1人 6,500円
住 居 手 当	ア 家賃が月額27,000円以下の場合 月額家賃－16,000円 イ 家賃が月額27,000円超え61,000円未満の場合 （月額家賃－27,000円）×1/2+11,000円 ウ 家賃が月額61,000円以上の場合 28,000円 エ 持ち家の場合 5,000円

通 勤 手 当	ア 1ヶ月運賃相当額が45,000円までは全額 イ 1ヶ月運賃相当額が45,000円を超える場合 45,000円+(運賃-45,000円)×1/2 (加算限度額:5,000円) (最高支給限度額:50,000円) ウ 自家用自動車使用の場合 15円(片道30km以上は20円)×通勤距離(片道) ×21日×2 (最低:2,000円 限度額:42,000円)																
特 殊 勤 務 手 当	特殊業務に従事する職員に支給																
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた場合に支給 1時間当たり給料額×125~175/100×勤務時間																
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.250月分</td> <td>1.050月分</td> <td>2.300月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.250月分</td> <td>1.050月分</td> <td>2.300月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.500月分</td> <td>2.100月分</td> <td>4.600月分</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.250月分	1.050月分	2.300月分	12月期	1.250月分	1.050月分	2.300月分	計	2.500月分	2.100月分	4.600月分
	期末手当	勤勉手当	計														
6月期	1.250月分	1.050月分	2.300月分														
12月期	1.250月分	1.050月分	2.300月分														
計	2.500月分	2.100月分	4.600月分														
寒 冷 地 手 当	世帯区分に応じて11月から3月まで支給 扶養親族のある世帯主 月額26,000円 扶養親族のない世帯主 月額14,500円 その他の職員 月額 9,800円																

〔6〕 ラスパイレス指数の状況

区 分	令和6年度
一般行政職	95.9

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表します。

3 勤務時間その他の勤務条件等の状況

〔1〕 勤務時間、休憩時間の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	勤務時間		休憩時間	閉庁日
	始業時刻	終業時刻		
一般行政職	午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間の休憩時間	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの日

(注) 業務の性質により、上記の勤務時間によることができない勤務箇所の勤務時間は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

〔2〕特別休暇の導入状況（令和7年4月1日現在）

種 類	期 間
公民権行使の休暇	職員が選挙権、その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等出頭の休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合でその勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植等に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間
ボランティア休暇	職員が社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、一の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	5日以内
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
妊娠又は出産後通院の休暇	妊娠23週まで 4週間に1回 妊娠24週から35週まで 2週間に1回 妊娠36週以後出産まで 1週間に1回 出産後1年まで 1回
妊娠障害の休暇	7日以内
産前産後の休暇	出産予定日前8週間目から出産日後8週間目までの期間内で必要な期間
育児の休暇	生後満1年に達しない乳児を育てる場合 1日2回各45分以内
健康管理休暇	女子職員が生理日に勤務が著しく困難な場合 3日以内
配偶者出産の休暇	3日以内
男性職員の育児参加のための休暇	妻の出産予定日の8週間前の日から当該出産の日以後1年間を経過する日までの期間に係る子又は小学校就学始期に達するまでの子を養育する男性に与えられる休暇 5日以内
子の看護等休暇	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)以内

短期介護休暇	日常生活を営むのに支障があるの者の介護を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）以内
忌引の休暇	死亡した者の続柄により1日～10日
法要の休暇	配偶者及び一親等の血族に限り1日
フレックス休暇	1月から12月までの期間内に5日の範囲内の期間
地震、水害、火災等災害による休暇	次の場合に、必要と認められる期間 ①職員の現住居が滅失又は破損した場合で、住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められるとき 7日の範囲内の期間 ②交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる必要な期間 ③職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要な期間

〔3〕年次有給休暇の取得状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

区 分	総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B)/(C)	消化率 (B)/(A)
町職員	20,362日	6,558日	534人	12日3時間	32.21%

〔4〕その他の休暇・育児休業の取得状況（令和6年度）

区 分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	介護休暇
令和6年度中に新規取得又は前年度より継続中の職員数	男性：2 女性：22	0名	1名	0名

4 分限及び懲戒処分状況

〔1〕分限処分の状況（令和6年度）

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合または職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに職員が該当するときは分限処分として、その意に反して、職員を降任または免職することができることになっております。

また、心身の故障のため、長期休養をする場合または刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに職員が該当するときも、分限処分として、その意に反して職員を休職することができます。

降 任	免 職	休 職	降 給	計
0人	0人	10人	0人	10人

〔2〕懲戒処分の状況（令和6年度）

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合もしくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として、戒告、減給、停職または免職の処分をすることができることとなっております。

戒告	減給	停職	免職	計
2人	2人	0人	0人	4人

5 服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。この服務の基本原則を忠実に実行するため、地方公務員法によって職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられております。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

〔1〕研修の実施状況（令和6年度）

研 修 名	受講数
八雲町	
新規採用職員研修（庁内研修・町内視察研修）	13人
リーダーシップ研修（派遣講師）	36人
ハラスメント予防研修（派遣講師）	28人
北海道市町村職員研修センター	
自治体新任管理者基礎研修	1人
クレーム対応研修	2人
税務事務（基礎）徴収研修	1人
税務事務（応用）徴収研修	2人
自治体債権回収研修	1人
OJT指導者養成研修	1人
財務実務・資金管理研修	1人
指導能力研修	3人
組織のタイムマネジメント研修	1人
個人のタイムマネジメント研修	1人
コーチング研修	1人
自治体の契約事務研修	3人
町村会（北海道・渡島・檜山）	
新規採用職員基礎研修	11人
初級職員研修	2人
中級職員研修	4人

〔2〕 評定の状況

職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから 12 月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4 号俸上位の号俸に昇給させることができ、また、分限処分による降任、降給や懲戒処分による減給等の制度があります。

7 福利及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について実施しなければなりません。職員は、北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員福祉協会に加入し、福利厚生の実施を図っているほか、職場健診等の実施等を行っております。

〔1〕 職員の健康診断の実施状況（令和 6 年度）

区 分	受診者数	備 考
総 合 健 診	5 1 5 名	人間ドック
職 員 健 診	2 5 3 名	上記対象者以外の職員の健診

〔2〕 職員の公務災害補償の状況（令和 6 年度）

認 定 件 数	内 訳	
	公 務 災 害	通 勤 災 害
8 件	5 件	1 件

〔3〕 共同互助会の状況（令和 6 年度）

名 称	北海道市町村職員福祉協会
公 費 補 助 等 総 額	1, 6 4 6, 7 8 9 円
1 人あたり公費負担額	3, 0 5 0 円

※ 北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、同協会のホームページをご覧ください。

<https://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp>